

付 議 事 件

- 報告第3号 令和2年度松原市一般会計補正予算（第15号）専決処分の承認を求めることについて
- 報告第4号 令和2年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）専決処分の承認を求めることについて
- 報告第5号 令和2年度松原市下水道事業会計補正予算（第1号）専決処分の承認を求めることについて
- 報告第6号 松原市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第11号）専決処分の承認を求めることについて
- 報告第7号 松原市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第12号）専決処分の承認を求めることについて
- 報告第8号 令和3年度松原市一般会計補正予算（第2号）専決処分の承認を求めることについて
- 報告第9号 令和3年度松原市一般会計補正予算（第3号）専決処分の承認を求めることについて
- 報告第10号 令和3年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）専決処分の承認を求めることについて
- 議案第35号 令和3年度松原市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第36号 松原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第37号 松原市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第38号 松原市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第39号 松原市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第40号 松原市移動等円滑化のために必要な道路の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

報告第3号

令和2年度松原市一般会計補正予算（第15号）専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月18日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和 2 年 度

松原市一般会計補正予算

(第 1 5 号)

専決第 3 号

令和 2 年度松原市一般会計補正予算（第 1 5 号）

令和 2 年度松原市の一般会計の補正予算（第 1 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 8 7, 0 5 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 1, 4 9 8, 4 2 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 3 月 3 1 日 専決

松原市長 澤井 宏文

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10. 地 方 交 付 税		8,450,000	40,132	8,490,132
	1. 地 方 交 付 税	8,450,000	40,132	8,490,132
14. 国 庫 支 出 金		24,022,671	1,556,636	25,579,307
	1. 国 庫 負 担 金	9,543,399	△2,028	9,541,371
	2. 国 庫 補 助 金	14,445,501	1,558,664	16,004,165
15. 府 支 出 金		3,760,428	53,750	3,814,178
	1. 府 負 担 金	2,786,940	53,750	2,840,690
16. 財 産 収 入		246,624	42,199	288,823
	1. 財 産 運 用 収 入	177,771	199	177,970
	2. 財 産 売 払 収 入	68,853	42,000	110,853
17. 寄 附 金		75,342	9,121	84,463
	1. 寄 附 金	75,342	9,121	84,463
19. 諸 収 入		2,834,422	△1,625,885	1,208,537
	4. 雑 収 入	2,785,404	△1,625,885	1,159,519
20. 市 債		2,534,300	511,100	3,045,400
	1. 市 債	2,534,300	511,100	3,045,400
歳 入	合 計	60,911,369	587,053	61,498,422

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2. 総務費		3,858,149	173,351	4,031,500
	1. 総務管理費	2,879,155	173,351	3,052,506
3. 民生費		25,210,357	125,066	25,335,423
	1. 社会福祉費	8,891,503	3,321	8,894,824
	2. 児童福祉費	8,319,289	9,945	8,329,234
	5. 国民健康保険費	1,451,289	111,800	1,563,089
4. 衛生費		3,927,639	46,512	3,974,151
	1. 保健衛生費	2,058,271	46,512	2,104,783
5. 産業経済費		13,302,642	47	13,302,689
	2. 商工費	13,214,100	47	13,214,147
6. 土木費		3,490,159	242,076	3,732,235
	3. 都市計画費	878,569	2,076	880,645
	4. 下水道費	1,550,000	240,000	1,790,000
8. 教育費		4,940,682	1	4,940,683
	1. 教育総務費	1,298,916	1	1,298,917
歳出	合計	60,911,369	587,053	61,498,422

第 2 表 地方債補正

起債の目的	補 正 前					補 正 後				
	限度額	借入先	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	借入先	起債の方法	利 率	償還の方法
児童福祉施設 整備事業	千円 55,500	政 府 銀 行 その他	普通貸借 又は 証券発行	年10% 以 内 (但し、利率見直し方式 で借入れる政府資金、地 方公共団体金融機構資 金、ゆうちょ銀行資金及 びかんぽ生命保険資金に ついて利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	25年以内(内据置5年以内) 年賦又は半年賦の元金均等又 は元利均等償還とする。た だし財政の状況により償還 年限を短縮し、繰上償還を し、又は借換えることが できる。	千円 56,600	同 左	同 左	同 左	同 左
道路整備事業	204,400	同 上	同 上	同 上	同 上	231,700	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画 整備事業	327,100	同 上	同 上	同 上	同 上	349,500	同 左	同 左	同 左	同 左
臨時財政対策	1,420,000	同 上	同 上	同 上	同 上	1,301,700	同 左	同 左	同 左	同 左
減収補てん		同 上	同 上	同 上	同 上	309,700	同 左	同 左	同 左	同 左
調 整		同 上	同 上	同 上	同 上	32,300	同 左	同 左	同 左	同 左
特別減収対策		同 上	同 上	同 上	同 上	74,000	同 左	同 左	同 左	同 左

起債の目的	補 正 前					補 正 後				
	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法
猶予特例	千円	政府 銀行 その他	普通貸借 又は 証券発行	年10% 以内 (但し、利率見直し方式 で借入れる政府資金、地 方公共団体金融機構資 金、ゆうちょ銀行資金及 びかんぽ生命保険資金に ついて利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	25年以内(内据置5年以内) 年賦又は半年賦の元金均等又 は元利均等償還とする。た だし財政の状況により償還 年限を短縮し、繰上償還を し、又は借換えることが できる。	千円 162,600	同左	同左	同左	満期一括 償還

令和 2 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

(第 1 5 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	14,293,885 <small>千円</small>		14,293,885 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	203,500		203,500
3. 利 子 割 交 付 金	20,000		20,000
4. 配 当 割 交 付 金	89,000		89,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	73,000		73,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	64,000		64,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,680,000		2,680,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	37,000		37,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	112,000		112,000
10. 地 方 交 付 税	8,450,000	40,132	8,490,132
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	16,000		16,000
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	223,259		223,259
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	510,395		510,395
14. 国 庫 支 出 金	24,022,671	1,556,636	25,579,307
15. 府 支 出 金	3,760,428	53,750	3,814,178
16. 財 産 収 入	246,624	42,199	288,823
17. 寄 附 金	75,342	9,121	84,463
18. 繰 入 金	589,564		589,564

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸 収 入	2,834,422 ^{千円}	△1,625,885 ^{千円}	1,208,537 ^{千円}
20. 市 債	2,534,300	511,100	3,045,400
21. 繰 越 金	75,979		75,979
歳 入 合 計	60,911,369	587,053	61,498,422

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 議 会 費	324,889		324,889				
2. 総 務 費	3,858,149	173,351	4,031,500			129	173,222
3. 民 生 費	25,210,357	125,066	25,335,423	154,787	1,100	22	△30,843
4. 衛 生 費	3,927,639	46,512	3,974,151	137,696			△91,184
5. 産 業 経 済 費	13,302,642	47	13,302,689	566,844		47	△566,844
6. 土 木 費	3,490,159	242,076	3,732,235	△27,300	49,700	336	219,340
7. 消 防 費	1,532,090		1,532,090	188,559			△188,559
8. 教 育 費	4,940,682	1	4,940,683	589,800		1	△589,800
9. 公 債 費	4,274,762		4,274,762				
10. 予 備 費	50,000		50,000				
歳 出 合 計	60,911,369	587,053	61,498,422	1,610,386	50,800	535	△1,074,668

2. 歳 入

(款) 10. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 地方交付税	千円 8,450,000	千円 40,132	千円 8,490,132	1. 地方交付税	千円 40,132	千円 普通交付税 103,116 特別交付税 △62,984
計	8,450,000	40,132	8,490,132			

(款) 10. 地方交付税

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費 国庫負担金	千円 9,347,774	千円 △2,028	千円 9,345,746	4. 国民健康 保険費 負担金	千円 △2,028	保険者支援分 千円
計	9,543,399	△2,028	9,541,371			

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1.総務費 国庫補助金	千円 93,436	千円 1,585,964	千円 1,679,400	4.総務管理費 補助金	千円 1,585,964	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
4.土木費 国庫補助金	175,475	△27,300	148,175	2.道路新設 改良費 補助金	△27,300	岡立部1号線道路改良事業 △800 新堂南線交差点改良事業 △26,500
計	14,445,501	1,558,664	16,004,165			

(款) 14. 国庫支出金

(款) 15. 府支出金

(項) 1. 府負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費 府負担金	千円 2,689,126	千円 53,750	千円 2,742,876	4. 国民健康 保険費 負担金	千円 53,750	保険基盤安定 保険者支援分 千円 54,764 △1,014
計	2,786,940	53,750	2,840,690			

(款) 16. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明																
				区分	金額																	
2. 利子及び 配当金	千円 124	千円 199	千円 323	1. 利子及び 配当金	千円 199	<table border="0"> <tr> <td>いきいき松原基金運用収入</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>財政調整基金運用収入</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>減債基金運用収入</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>公共施設整備事業基金運用収入</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>商業活性化事業等基金運用収入</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>子ども未来基金運用収入</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>松原がんばる市民応援基金運用収入</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>奨学基金運用収入</td> <td>1</td> </tr> </table>	いきいき松原基金運用収入	45	財政調整基金運用収入	27	減債基金運用収入	1	公共施設整備事業基金運用収入	55	商業活性化事業等基金運用収入	47	子ども未来基金運用収入	22	松原がんばる市民応援基金運用収入	1	奨学基金運用収入	1
いきいき松原基金運用収入	45																					
財政調整基金運用収入	27																					
減債基金運用収入	1																					
公共施設整備事業基金運用収入	55																					
商業活性化事業等基金運用収入	47																					
子ども未来基金運用収入	22																					
松原がんばる市民応援基金運用収入	1																					
奨学基金運用収入	1																					
計	177,771	199	177,970																			

(款) 16. 財産収入

(款) 16. 財産収入

(項) 2. 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 不動産 売払収入	千円 68,161	千円 42,000	千円 110,161	1. 土地建物 売払収入	千円 42,000	用地処分金 千円 32,727 元法定外公共物処分金 9,273
計	68,853	42,000	110,853			

(款) 17. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 一般寄附金	千円 342	千円 8,785	千円 9,127	1. 一般寄附金	千円 8,785	溜池処分に伴う寄附金
3. バラいっぱい 寄附金		336	336	1. バラいっぱい 寄附金	336	
計	75,342	9,121	84,463			

(款) 17. 寄附金

(款) 19. 諸収入

(項) 4. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 雑入	千円 2,785,372	千円 △1,625,885	千円 1,159,487	1. 雑入	千円 △1,625,885	千円 雑入
計	2,785,404	△1,625,885	1,159,519			

(款) 20. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生債	千円 69,900	千円 1,100	千円 71,000	1. 児童福祉施設整備事業債	千円 1,100	認定こども園建設事業 千円
4. 土木債	545,700	49,700	595,400	1. 道路整備事業債	27,300	岡立部1号線道路改良事業 800
				3. 都市計画整備事業債	22,400	新堂南線交差点改良事業 26,500 高見ノ里駅バリアフリー化事業
7. 臨時財政対策債	1,420,000	△118,300	1,301,700	1. 臨時財政対策債	△118,300	
9. 減収補てん債		309,700	309,700	1. 減収補てん債	309,700	
10. 調整債		32,300	32,300	1. 調整債	32,300	
11. 特別減収対策債		74,000	74,000	1. 特別減収対策債	74,000	
12. 猶予特例債		162,600	162,600	1. 猶予特例債	162,600	
計	2,534,300	511,100	3,045,400			

(款) 20. 市債

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
7. 企画費	千円 87,656	千円 7,649	千円 95,305	千円	千円	千円 1	千円 7,648	24. 積立金	千円 7,649	千円 その他特定目的 松原がんばる市民応援基金費 基金積立金 7,649
13. 文化振興費	180,387	1,300	181,687				1,300	24. 積立金	1,300	その他特定目的 文化振興基金費 基金積立金 1,300
15. 財政調整 基金費	68,161	154,261	222,422			27	154,234	24. 積立金	154,261	財政調整基金積 立金 財政調整基金費 154,261
16. 公共施設 整備費	5,769	10,095	15,864			55	10,040	24. 積立金	10,095	その他特定目的 公共施設整備事業基金費 基金積立金 10,095
17. 減債基金費		1	1			1		24. 積立金	1	減債基金積立金 減債基金費 1
18. いきいき 松原基金費		45	45			45		24. 積立金	45	その他特定目的 いきいき松原基金費 基金積立金 45
計	2,879,155	173,351	3,052,506			129	173,222			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉 総務費	808,015	3,321	811,336	50			3,271	24. 積立金	3,321	その他特定目的 基金積立金	松原市社会福祉協議会運営助 成事業 地域福祉基金費 3,321
3. 老人福祉費	238,888		238,888	99,450			△99,450				元希者応援事業
計	8,891,503	3,321	8,894,824	99,500			△96,179				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(款) 3. 民生費
(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1. 児童福祉 総務費	千円 388,537	千円 9,945	千円 398,482	千円	千円	千円 22	千円 9,923	24. 積立金	千円 9,945	その他特定目的 基金積立金	千円 子ども未来基金費 9,945
4. 児童福祉 施設費	1,288,666		1,288,666	3,565	1,100		△4,665				留守家庭児童会室運営事業 認定こども園建設事業
計	8,319,289	9,945	8,329,234	3,565	1,100	22	5,258				

(款) 3. 民生費

(項) 5. 国民健康保険費

1. 国民健康 保 險 費	1,451,289	111,800	1,563,089	51,722			60,078	27. 繰 出 金	111,800	他会計繰出金	国民健康保険特別会計繰出金 111,800
計	1,451,289	111,800	1,563,089	51,722			60,078				

(款) 3. 民生費

(項) 5. 国民健康保険費

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
2. 予防費	千円 1,466,340	千円 46,512	千円 1,512,852	千円 110,943			千円 △64,431	24. 積立金	千円 46,512	千円 その他特定目的 基金積立金 予防接種事業 年末年始診療事業 新型コロナウイルス感染症等 対策推進基金費 46,512 松原市がんばる医療従事者慰 労事業 子どもインフルエンザワクチ ン接種事業
計	2,058,271	46,512	2,104,783	110,943			△64,431			

(款) 4. 衛生費

(項) 3. 水道費

1. 水道事業費	36,897		36,897	26,753			△26,753				救急告示医療機関（内科診療） 経営支援事業
計	36,897		36,897	26,753			△26,753				

(款) 4. 衛生費

(項) 3. 水道費

(款) 5. 産業経済費

(項) 2. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 商工総務費	12,667,716		12,667,716	417,125			△417,125		特別出産給付金事業 臨時子育て世代支援金事業 臨時住宅ローン支払者支援金事業 新型コロナウイルス感染症関連給付金等申請サポート事業 臨時元希者世代支援金事業 令和2年度臨時プレミアム付商品券事業	
2. 商工振興費	528,427	47	528,474	149,719		47	△149,719	24. 積立金	47 その他特定目的 基金積立金 商業活性化事業等基金費 休業要請支援金事業 市内事業者応援事業	
計	13,214,100	47	13,214,147	566,844		47	△566,844			

(款) 6. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

3. 道路新設改良費	78,983		78,983	△800	800						岡立部1号線道路改良事業
4. 交通安全対策費	321,224		321,224	△26,500	26,500						新堂南線交差点改良事業
計	700,424		700,424	△27,300	27,300						

(款) 6. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

(款) 6. 土木費

(項) 3. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
1. 都市計画 総務費	647,518		647,518		22,400		△22,400				高見ノ里駅バリアフリー化事業
3. 公園費	149,580	2,076	151,656			336	1,740	24. 積立金	2,076	その他特定目的 基金積立金	緑化基金費 2,076
計	878,569	2,076	880,645		22,400	336	△20,660				

(款) 6. 土木費

(項) 4. 下水道費

1. 下水道整備費	1,550,000	240,000	1,790,000				240,000	18. 負担金、補助及び交付金	△311,554	補助金	下水道事業会計補助金 240,000
								23. 投資及び出資金	551,554	出資金	
計	1,550,000	240,000	1,790,000				240,000				

(款) 6. 土木費

(項) 4. 下水道費

(款) 7. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
1. 常備消防費	1,081,074		1,081,074	3,564			△3,564		救急搬送用資機材整備事業	
4. 災害対策費	278,860		278,860	184,995			△184,995		災害対策事業 防災設備整備事業	
計	1,532,090		1,532,090	188,559			△188,559			

(款) 8. 教育費

(項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	287,734	1	287,735			1		24. 積立金	1	その他特定目的 基金積立金	奨学基金費	1
3. 教育推進費	1,005,472		1,005,472	246,079			△246,079				学校ICT機器等整備事業 学習支援員配置事業	
計	1,298,916	1	1,298,917	246,079		1	△246,079					

(款) 8. 教育費

(項) 1. 教育総務費

(款) 8. 教育費
(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	千円 582,357	千円	千円 582,357	千円 52,029	千円	千円	千円 △52,029		千円 小学校教材・教具購入事業 小学校運営事業 各小学校空調機設置事業	
2. 教育振興費	88,929		88,929	11,489			△11,489		修学旅行費支援事業(小学校)	
計	735,442		735,442	63,518			△63,518			

(款) 8. 教育費

(項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	270,309		270,309	17,874			△17,874			中学校運営事業 各中学校空調機設置事業
2. 教育振興費	88,842		88,842	19,840			△19,840			修学旅行費支援事業(中学校)
計	440,681		440,681	37,714			△37,714			

(款) 8. 教育費

(項) 3. 中学校費

(款) 8. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
1. 保健体育 総務費	125,683		125,683	10,674			△10,674		学校保健体育関係事業	
3. 学校給食費	724,765		724,765	231,815			△231,815		学校給食業務事業	
計	1,019,994		1,019,994	242,489			△242,489			

地方債の平成30年度末及び令和元年度末における現在高並びに令和2年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	平成30年度末現在高	令和元年度末現在高	令和2年度中増減見込額			令和2年度末 現在高見込額
			令和2年度中起債見込額		令和2年度中 元金償還見込額	
			補正前の額	補正額		
1. 普 通 債	17,349,495 千円	19,169,290 千円	979,100 千円	50,800 千円	1,532,557 千円	18,666,633 千円
(6)社 会 福 祉	2,412,773	2,686,159	71,700	1,100	149,378	2,609,581
(8)道 路	3,030,495	3,158,229	217,100	27,300	214,652	3,187,977
(10)都 市 計 画	3,481,163	3,548,446	346,000	22,400	363,063	3,553,783
2. そ の 他	23,510,033	22,608,828	1,555,200	460,300	2,443,369	22,180,959
(3)臨時財政対策債	19,830,747	19,719,933	1,420,000	△ 118,300	1,555,784	19,465,849
(6)減収補てん債	579,482	559,791	26,000	309,700	77,034	818,457
(8)調 整 債		45,000		32,300		77,300
(9)特別減収対策債				74,000		74,000
(10)猶予特例債				162,600		162,600
合 計	40,859,528	41,778,118	2,534,300	511,100	3,975,926	40,847,592

報告第4号

令和2年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）専決処
分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月18日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和 2 年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算

(第 3 号)

専決第 4 号

令和 2 年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度松原市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 31 日 専決

松原市長 澤 井 宏 文

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5. 繰 入 金		千円 1, 451, 289	千円 111, 800	千円 1, 563, 089
	1. 他 会 計 繰 入 金	1, 451, 289	111, 800	1, 563, 089
6. 諸 収 入		2, 064, 364	△111, 800	1, 952, 564
	3. 雑 入	2, 063, 504	△111, 800	1, 951, 704
歳 入	合 計	17, 327, 811		17, 327, 811

令和 2 年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

(第 3 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料	2,715,461 <small>千円</small>		2,715,461 <small>千円</small>
2. 一部負担金	20		20
3. 国庫支出金	4,092		4,092
4. 府支出金	11,092,585		11,092,585
5. 繰入金	1,451,289	111,800	1,563,089
6. 諸収入	2,064,364	△111,800	1,952,564
歳入合計	17,327,811		17,327,811

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総 務 費	千円 315,484	千円	千円 315,484	千円	千円	千円	千円
2. 保 険 給 付 費	10,799,690		10,799,690				
3. 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	3,989,447		3,989,447				
4. 保 健 事 業 費	117,831		117,831				
5. 公 債 費	5,509		5,509				
6. 諸 支 出 金	1,999,850		1,999,850				
7. 予 備 費	100,000		100,000				
歳 出 合 計	17,327,811		17,327,811				

2. 歳入

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	千円 1,451,289	千円 111,800	千円 1,563,089	1. 一般会計繰入金	千円 111,800	千円
計	1,451,289	111,800	1,563,089			

(款) 6. 諸収入

(項) 3. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 雑入	千円 2,030,404	千円 △111,800	千円 1,918,604	1. 雑入	千円 △111,800	千円
計	2,063,504	△111,800	1,951,704			

(款) 6. 諸収入

報告第5号

令和2年度松原市下水道事業会計補正予算（第1号）専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月18日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和2年度 松原市下水道事業会計補正予算

(第 1 号)

目 次

(予算)	(頁)
令和 2 年度 松原市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	1
(予算に関する説明書)	
令和 2 年度 松原市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) 実施計画	3
令和 2 年度 松原市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書 (間接法)	4
令和 2 年度 松原市下水道事業会計予定貸借対照表	6
(予算参考資料)	
令和 2 年度 松原市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) 説明書	10

専決 第 5 号

令和 2 年度 松原市下水道事業会計補正予算 (第1号)

(総則)

第1条 令和2年度松原市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和2年度松原市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業収益	3,664,700 千円	127,546 千円	3,792,246 千円
第1項 営業収益	2,625,692 千円	89,480 千円	2,715,172 千円
第2項 営業外収益	1,039,008 千円	38,066 千円	1,077,074 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,431,800千円」を「1,319,346千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,345,668千円」を「1,097,389千円」に、繰越利益剰余金処分額「22,641千円」を「0千円」に改め、過年度分損益勘定留保資金「158,466千円」を追加し、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	3,657,900 千円	112,454 千円	3,770,354 千円
第2項 他会計補助金	439,100 千円	△ 439,100 千円	0 千円
第6項 他会計出資金	0 千円	551,554 千円	551,554 千円

(利益剰余金の処分)

第4条 予算第10条本文中、「22,641千円」を「0千円」に改める。

令和3年3月31日 専決

松原市長 澤井宏文

令和2年度 松原市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 下水道事業収益			3,664,700	127,546	3,792,246	
	1. 営業収益		2,625,692	89,480	2,715,172	
		2. 雨水処理負担金	933,600	89,480	1,023,080	
	2. 営業外収益		1,039,008	38,066	1,077,074	
		2. 他会計補助金	177,300	38,066	215,366	

資本的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的収入			3,657,900	112,454	3,770,354	
	2. 他会計補助金		439,100	△ 439,100	0	
		1. 他会計補助金	439,100	△ 439,100	0	
	6. 他会計出資金		0	551,554	551,554	
		1. 他会計出資金	0	551,554	551,554	

令和2年度 松原市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書 (間接法)

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位：千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純損失 (△)	△ 196,444
減価償却費	2,464,987
資産減耗費	20,074
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	25
賞与引当金の増減額 (△は減少)	294
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	95
長期前受金戻入額	△ 815,403
受取利息	△ 4
支払利息及び企業債取扱諸費	639,481
未収金の増減額 (△は増加)	△ 104,290
未払金の増減額 (△は減少)	49,859
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△ 2,122
小計	2,056,552
利息の受取額	4
利息の支払額	△ 639,481
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,417,075

II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	9,369
無形固定資産の取得による支出	△ 222,694
国庫補助金、負担金等による収入	96,185
一般会計からの出資金による収入	551,554
投資活動によるキャッシュ・フロー	434,414
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債の収入	2,466,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 4,325,663
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	700,000
一時借入による収入	△ 408,184
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,567,647
IV 資金増減額 (△は減少)	283,842
V 資金期首残高	0
VI 資金期末残高	283,842

令和2年度 松原市下水道事業会計予定貸借対照表

(令和3年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1.	固 定 資 産				
	(1)有形固定資産				
	イ 土 地		410,110		
	ロ 建 物	127,236			
	減価償却累計額	△ 13,758	113,478		
	ハ 構 築 物	59,071,038			
	減価償却累計額	△ 3,927,485	55,143,553		
	ニ 機 械 及 び 装 置	625,965			
	減価償却累計額	△ 177,860	448,105		
	ホ 工 具 器 具 及 び 備 品	290			
	減価償却累計額	△ 162	128		
	有形固定資産合計			56,115,374	
	(2)無形固定資産				
	イ 施 設 利 用 権		7,763,707		
	無形固定資産合計			7,763,707	

(3)投資その他資産			
イ 基 金	872		
投資その他資産合計		872	
固 定 資 産 合 計			63,879,953
2. 流 動 資 産			
(1)現 金 預 金		283,842	
(2)未 収 金	531,504		
貸倒引当金	△ 10,780	520,724	
流 動 資 産 合 計			804,566
資 産 合 計			64,684,519
	<u>負 債 の 部</u>		
3. 固 定 負 債			
(1)企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	34,242,113		
企 業 債 合 計		34,242,113	
(2)他 会 計 借 入 金			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金	1,300,000		
他 会 計 借 入 金 合 計		1,300,000	
固 定 負 債 合 計			35,542,113

	千円	千円	千円	千円
4. 流動負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		3,669,883		
企業債合計			3,669,883	
(2) 未払金			437,622	
(3) 預り金			3,336	
(4) 引当金				
イ 賞与引当金		6,364		
ロ 法定福利費引当金		1,375		
引当金合計			7,739	
流動負債合計				4,118,580
5. 繰延収益				
(1) 長期前受金			23,728,499	
収益化累計額			△ 1,621,840	
繰延収益合計				22,106,659
負債合計				61,767,352
<u>資 本 の 部</u>				
6. 資本金				3,088,067
7. 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 国庫補助金		135,435		
ロ 受贈財産評価額		7,380		
資本剰余金合計			142,815	

(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処理欠損金		<u>313,715</u>	
利益剰余金合計			<u>△ 313,715</u>
剰余金合計			<u>△ 170,900</u>
資本金合計			<u>2,917,167</u>
負債資本合計			<u><u>64,684,519</u></u>

予 算 参 考 資 料

令和2年度 松原市下水道事業会計補正予算（第1号）説明書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 下水道事業収益		3,664,700	127,546	3,792,246			
1. 営業収益		2,625,692	89,480	2,715,172			
	2. 雨水処理負担金	933,600	89,480	1,023,080	1. 雨水処理負担金	1,023,080	雨水処理負担金
2. 営業外収益		1,039,008	38,066	1,077,074			
	2. 他会計補助金	177,300	38,066	215,366	1. 他会計補助金	215,366	一般会計補助金

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的収入		3,657,900	112,454	3,770,354			
2. 他会計補助金		439,100	△ 439,100	0			
	1. 他会計補助金	439,100	△ 439,100	0	1. 他会計補助金	0	一般会計補助金
6. 他会計出資金		0	551,554	551,554			
	1. 他会計出資金	0	551,554	551,554	1. 他会計出資金	551,554	一般会計出資金

報告第6号

松原市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第11号）
専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月18日提出

松原市長 澤 井 宏 文

専決第6号

松原市市税条例等の一部を改正する条例制定について

松原市市税条例等の一部を改正する条例制定を地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

令和3年3月31日専決

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第11号

松原市市税条例等の一部を改正する条例

(松原市市税条例の一部改正)

第1条 松原市市税条例(平成21年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「次条第2項及び」を「次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第

27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項を削り、同条第25項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第23項とし、同項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の2第26項を同条第25項とし、同条第27項を同条第26項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第13条の2第1項ただし書中「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 令和2年度分の固定資産税について松原市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例第11号)第1条の規定による改正前の松原市市税条例(以下「令和3年改正前の条例」という。)附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第13条の3第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第13条の4を附則第13条の5とし、同条の前に次の2条を加える。
第13条の4及び第13条の4の2 削除

附則第14条中「同条第1項」を「附則第13条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第4項」に改める。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3

年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第26条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特

例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(松原市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 松原市市税条例等の一部を改正する条例(令和2年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、松原市市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中松原市市税条例附則第6条の改正規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中松原市市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中松原市市税条例附則第10条の2第25項を同条第23項とし、同項の次に1項を加える改正規定(第24項に係る部分に限る。) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の松原市市税条例(以下「新条例」という。)
第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日(以下この条及び第4条第1項において「施行日」という。)以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の松原市市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例

による。

- 2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 3 前条第2号に掲げる改正規定による改正後の松原市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。第5項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
 - 3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第7号

松原市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第12号）専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月18日提出

松原市長 澤 井 宏 文

専決第7号

松原市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

松原市都市計画税条例（平成21年条例第38号）の一部を改正する条例制定
を地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

令和3年3月31日専決

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第12号

松原市都市計画税条例の一部を改正する条例

松原市都市計画税条例（平成21年条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第7項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第8項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第9項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第10項及び第11項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第14項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第15項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第18項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から

第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の松原市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第8号

令和3年度松原市一般会計補正予算（第2号）専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月18日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和 3 年 度

松原市一般会計補正予算

(第 2 号)

専決第 8 号

令和 3 年度松原市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度松原市の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 3, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 4, 3 8 6, 3 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 4 月 2 3 日 専決

松原市長 澤井 宏文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		千円 10,106,376	千円 123,000	千円 10,229,376
	2. 国庫補助金	426,351	123,000	549,351
歳入	合計	44,263,300	123,000	44,386,300

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民 生 費		千円 24,527,964	千円 123,000	千円 24,650,964
	2. 児 童 福 祉 費	7,843,881	123,000	7,966,881
歳 出	合 計	44,263,300	123,000	44,386,300

令和 3 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

(第 2 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	13,627,444 <small>千円</small>		13,627,444 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	171,000		171,000
3. 利 子 割 交 付 金	20,000		20,000
4. 配 当 割 交 付 金	83,000		83,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	70,000		70,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	80,000		80,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,450,000		2,450,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	25,000		25,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	200,000		200,000
10. 地 方 交 付 税	8,465,000		8,465,000
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	18,000		18,000
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	228,446		228,446
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	506,244		506,244
14. 国 庫 支 出 金	10,106,376	123,000	10,229,376
15. 府 支 出 金	3,788,517		3,788,517
16. 財 産 収 入	635,565		635,565
17. 寄 附 金	75,342		75,342
18. 繰 入 金	385,608		385,608

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸 収 入	496,458 <small>千円</small>	<small>千円</small>	496,458 <small>千円</small>
20. 市 債	2,831,300		2,831,300
歳 入 合 計	44,263,300	123,000	44,386,300

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 議会費	334,785		334,785				
2. 総務費	3,795,560		3,795,560				
3. 民生費	24,527,964	123,000	24,650,964	123,000			
4. 衛生費	2,873,951		2,873,951				
5. 産業経済費	731,928		731,928				
6. 土木費	2,694,785		2,694,785				
7. 消防費	1,300,689		1,300,689				
8. 教育費	3,716,034		3,716,034				
9. 公債費	4,212,604		4,212,604				
10. 予備費	75,000		75,000				
歳出合計	44,263,300	123,000	44,386,300	123,000			

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費 国庫補助金	千円 308,691	千円 123,000	千円 431,691	3. 母子福祉費 補助金	千円 123,000	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業 千円
計	426,351	123,000	549,351			

(款) 14. 国庫支出金

3. 歳 出

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
3. 母子福祉費	千円 693,573	千円 123,000	千円 816,573	千円 123,000	千円	千円	千円	10. 需用費 106	千円 106	千円 29	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業 123,000
							11. 役務費 320	千円 320	千円 139	通信運搬費 181	
							12. 委託料 19. 扶助費	千円 2,574 120,000	千円 2,574 120,000	千円 181	その他委託料
計	7,843,881	123,000	7,966,881	123,000							

報告第9号

令和3年度松原市一般会計補正予算（第3号）専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月18日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和 3 年 度

松原市一般会計補正予算

(第 3 号)

専決第 9 号

令和 3 年度松原市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度松原市の一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 7, 6 4 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 4, 4 0 3, 9 4 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 4 月 3 0 日 専決

松原市長 澤井 宏文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 諸 収 入		千円 496,458	千円 11,048	千円 507,506
	4. 雑 入	448,644	11,048	459,692
20. 市 債		2,831,300	6,600	2,837,900
	1. 市 債	2,831,300	6,600	2,837,900
歳 入	合 計	44,386,300	17,648	44,403,948

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5. 産業経済費		731,928	10,240	742,168
	2. 商工費	644,199	10,240	654,439
6. 土木費		2,694,785	7,408	2,702,193
	2. 道路橋りょう費	536,887	7,408	544,295
歳出合計		44,386,300	17,648	44,403,948

第 2 表 地方債補正

起債の目的	補 正 前					補 正 後				
	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業	千円 67,100	政府 銀行 その他	普通貸借 又は 証券発行	年10% 以内 (但し、利率見直し方式 で借入れる政府資金、地 方公共団体金融機構資 金、ゆうちょ銀行資金及 びかんぽ生命保険資金に ついて利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	25年以内（内据置5年以内） 年賦又は半年賦の元金均等又 は元利均等償還とする。ただ し財政の状況により償還年限 を短縮し、繰上償還をし、又 は借換えることができる。	千円 73,700	同左	同左	同左	同左

令和 3 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

(第 3 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	13,627,444 <small>千円</small>		13,627,444 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	171,000		171,000
3. 利 子 割 交 付 金	20,000		20,000
4. 配 当 割 交 付 金	83,000		83,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	70,000		70,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	80,000		80,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,450,000		2,450,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	25,000		25,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	200,000		200,000
10. 地 方 交 付 税	8,465,000		8,465,000
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	18,000		18,000
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	228,446		228,446
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	506,244		506,244
14. 国 庫 支 出 金	10,229,376		10,229,376
15. 府 支 出 金	3,788,517		3,788,517
16. 財 産 収 入	635,565		635,565
17. 寄 附 金	75,342		75,342
18. 繰 入 金	385,608		385,608

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸 収 入	496,458 <small>千円</small>	11,048 <small>千円</small>	507,506 <small>千円</small>
20. 市 債	2,831,300	6,600	2,837,900
歳 入 合 計	44,386,300	17,648	44,403,948

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1. 議会費	334,785		334,785				
2. 総務費	3,795,560		3,795,560				
3. 民生費	24,650,964		24,650,964				
4. 衛生費	2,873,951		2,873,951				
5. 産業経済費	731,928	10,240	742,168				10,240
6. 土木費	2,694,785	7,408	2,702,193		6,600		808
7. 消防費	1,300,689		1,300,689				
8. 教育費	3,716,034		3,716,034				
9. 公債費	4,212,604		4,212,604				
10. 予備費	75,000		75,000				
歳出合計	44,386,300	17,648	44,403,948		6,600		11,048

2. 歳 入
 (款) 19. 諸収入
 (項) 4. 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 雑 入	千円 448,612	千円 11,048	千円 459,660	1. 雑 入	千円 11,048	雑入 千円
計	448,644	11,048	459,692			

(款) 19. 諸収入

(款) 20. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 土木債	千円 85,600	千円 6,600	千円 92,200	1. 道路整備 事業債	千円 6,600	千円 橋りょう長寿命化事業
計	2,831,300	6,600	2,837,900			

3. 歳 出

(款) 5. 産業経済費

(項) 2. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分		金 額	
				国府支出金	地方債	その他					
2. 商工振興費	千円 274,071	千円 10,240	千円 284,311	千円	千円	千円	千円 10,240	10. 需用費 158	印刷製本費	千円 松原市臨時がんばん飲食店応	
								11. 役務費 82	通信運搬費	10,240	
								18. 負担金、 補助及び 交付金	10,000	補助金	
計	644,199	10,240	654,439				10,240				

(款) 5. 産業経済費

(項) 2. 商工費

(款) 6. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
3. 道路新設改良費	千円 69,933	千円 7,408	千円 77,341	千円	千円 6,600	千円	千円 808	12. 委託料	千円 7,408	千円 投資的委託料 橋りょう長寿命化事業 7,408
計	536,887	7,408	544,295		6,600		808			

地方債の令和元年度末及び令和２年度末における現在高並びに令和３年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	令和元年度末現在高	令和２年度末 現在高見込額	令和３年度中増減見込額			令和３年度末 現在高見込額
			令和３年度中起債見込額		令和３年度中 元金償還見込額	
			補正前の額	補正額		
1. 普通債	19,169,290 ^{千円}	19,273,733 ^{千円}	368,800 ^{千円}	6,600 ^{千円}	1,490,413 ^{千円}	18,158,720 ^{千円}
(8) 道路	3,158,229	3,195,377	85,200	6,600	199,173	3,088,004
合 計	41,778,118	41,443,192	2,831,300	6,600	3,962,672	40,318,420

報告第10号

令和3年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）専決処
分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月18日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和 3 年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算

(第 1 号)

専決第 10 号

令和 3 年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度松原市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,646,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,458,976 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 5 月 31 日 専決

松原市長 澤 井 宏 文

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5. 諸 収 入		千円 29,204	千円 1,646,000	千円 1,675,204
	3. 雑 入	28,344	1,646,000	1,674,344
歳 入	合 計	14,812,976	1,646,000	16,458,976

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 諸 支 出 金		千円 8,850	千円 1,646,000	千円 1,654,850
	2. 繰 上 充 用 金		1,646,000	1,646,000
歳 出	合 計	14,812,976	1,646,000	16,458,976

令和 3 年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

(第 1 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料	2,642,420 ^{千円}		2,642,420 ^{千円}
2. 一部負担金	20		20
3. 府支出金	10,669,115		10,669,115
4. 繰入金	1,472,217		1,472,217
5. 諸収入	29,204	1,646,000	1,675,204
歳入合計	14,812,976	1,646,000	16,458,976

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1.総務費	千円 257,075	千円	千円 257,075	千円	千円	千円	千円
2.保険給付費	10,448,998		10,448,998				
3.国民健康保険 事業費納付金	3,874,124		3,874,124				
4.保健事業費	114,662		114,662				
5.公債費	9,267		9,267				
6.諸支出金	8,850	1,646,000	1,654,850				1,646,000
7.予備費	100,000		100,000				
歳出合計	14,812,976	1,646,000	16,458,976				1,646,000

2. 歳 入

(款) 5. 諸収入

(項) 3. 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5. 雑 入	千円 244	千円 1,646,000	千円 1,646,244	1. 雑 入	千円 1,646,000	千円
計	28,344	1,646,000	1,674,344			

3. 歳 出

(款) 6. 諸支出金

(項) 2. 繰上充用金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区 分		金 額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 繰上充用金	千円	千円 1,646,000	千円 1,646,000	千円	千円	千円	千円 1,646,000	21. 補償、 補填及び 賠償金	千円 補填金	千円 前年度繰上充用金 1,646,000
計		1,646,000	1,646,000			1,646,000				

(款) 6. 諸支出金

(項) 2. 繰上充用金

令和 3 年 度

松原市一般会計補正予算

(第 4 号)

議案第 35 号

令和 3 年度松原市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 3 年度松原市の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 3 9, 9 1 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 4, 9 4 3, 8 6 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 6 月 1 8 日 提出

松原市長 澤井 宏文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		千円 10,229,376	千円 214,650	千円 10,444,026
	2. 国庫補助金	549,351	214,650	764,001
19. 諸収入		507,506	307,068	814,574
	4. 雑入	459,692	307,068	766,760
20. 市債		2,837,900	18,200	2,856,100
	1. 市債	2,837,900	18,200	2,856,100
歳入	合計	44,403,948	539,918	44,943,866

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		千円 24,650,964	千円 260,690	千円 24,911,654
	1. 社会福祉費	8,888,773	96,020	8,984,793
	2. 児童福祉費	7,966,881	164,670	8,131,551
4. 衛生費		2,873,951	7,800	2,881,751
	1. 保健衛生費	1,049,772	7,800	1,057,572
5. 産業経済費		742,168	45,650	787,818
	2. 商工費	654,439	45,650	700,089
8. 教育費		3,716,034	225,778	3,941,812
	5. 社会教育費	624,515	14,200	638,715
	6. 保健体育費	909,601	211,578	1,121,179
歳出	合計	44,403,948	539,918	44,943,866

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
妊産婦タクシー料金助成事業	令和 3 年度) 令和 4 年度	3,000千円

第 3 表 地方債補正

起債の目的	補 正 前					補 正 後				
	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備事業	千円 184,900	政府 銀行 その他	普通貸借 又は 証券発行	年10% 以内 (但し、利率見直し方式で借入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金、ゆうちょ銀行資金及びかんぽ生命保険資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	25年以内（内据置5年以内）年賦又は半年賦の元金均等又は元利均等償還とする。ただし財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は借換えることができる。	千円 203,100	同左	同左	同左	同左

令和 3 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

(第 4 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	13,627,444 <small>千円</small>		13,627,444 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	171,000		171,000
3. 利 子 割 交 付 金	20,000		20,000
4. 配 当 割 交 付 金	83,000		83,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	70,000		70,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	80,000		80,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,450,000		2,450,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	25,000		25,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	200,000		200,000
10. 地 方 交 付 税	8,465,000		8,465,000
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	18,000		18,000
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	228,446		228,446
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	506,244		506,244
14. 国 庫 支 出 金	10,229,376	214,650	10,444,026
15. 府 支 出 金	3,788,517		3,788,517
16. 財 産 収 入	635,565		635,565
17. 寄 附 金	75,342		75,342
18. 繰 入 金	385,608		385,608

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸 収 入	507,506 <small>千円</small>	307,068 <small>千円</small>	814,574 <small>千円</small>
20. 市 債	2,837,900	18,200	2,856,100
歳 入 合 計	44,403,948	539,918	44,943,866

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 議 会 費	334,785		334,785				
2. 総 務 費	3,795,560		3,795,560				
3. 民 生 費	24,650,964	260,690	24,911,654	212,670	18,200		29,820
4. 衛 生 費	2,873,951	7,800	2,881,751	1,980			5,820
5. 産 業 経 済 費	742,168	45,650	787,818				45,650
6. 土 木 費	2,702,193		2,702,193				
7. 消 防 費	1,300,689		1,300,689				
8. 教 育 費	3,716,034	225,778	3,941,812				225,778
9. 公 債 費	4,212,604		4,212,604				
10. 予 備 費	75,000		75,000				
歳 出 合 計	44,403,948	539,918	44,943,866	214,650	18,200		307,068

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費 国庫補助金	千円 431,691	千円 212,670	千円 644,361	1. 社会福祉費 補助金	千円 60,750	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業
				2. 児童福祉費 補助金	151,920	子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）支給事業
3. 衛生費 国庫補助金	11,654	1,980	13,634	1. 保健衛生費 補助金	1,980	予防接種事業
計	549,351	214,650	764,001			

(款) 14. 国庫支出金

(款) 19. 諸収入

(項) 4. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 雑入	千円 459,660	千円 307,068	千円 766,728	1. 雑入	千円 307,068	千円 雑入
計	459,692	307,068	766,760			

(款) 20. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生債	千円 196,800	千円 18,200	千円 215,000	1. 社会福祉 施設整備 事業債	千円 18,200	老人福祉センター弁天苑駐輪場整備事業
計	2,837,900	18,200	2,856,100			

(款) 20. 市債

3. 歳 出

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額		
				国府支出金	地方債	その他					
1. 社会福祉 総務費	千円 718,376	千円 60,750	千円 779,126	千円 60,750	千円	千円	千円	10. 需用費	19	千円 消耗品費	新型コロナウイルス感染症生 活困窮者自立支援金給付事業 60,750
								11. 役務費	2,206	千円 通信運搬費 70 手数料 2,136	
								13. 使用料及び 賃借料	25		
								19. 扶助費	58,500		
3. 老人福祉費	100,800	9,670	110,470				9,670	10. 需用費	10	千円 消耗品費	元希者スマートフォン普及促 進事業 9,670
								11. 役務費	160	千円 通信運搬費	
								18. 負担金、 補助及び 交付金	9,500	補助金	
4. 老人福祉 センター費	266,946	25,600	292,546		18,200		7,400	11. 役務費	199	千円 手数料	老人福祉センター運営管理事 業 2,300 老人福祉センター弁天苑駐輪 場整備事業 23,300
								12. 委託料	101	千円 その他委託料	
								14. 工事請負費	23,300	千円 投資的工事費	
								17. 備品購入費	2,000	千円 器具購入費	
計	8,888,773	96,020	8,984,793	60,750	18,200		17,070				

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉 総務費	341,654	12,750	354,404				12,750	10. 需用費	623	消耗品費 19	妊産婦タクシー料金助成事業 12,750
										印刷製本費 604	
								11. 役務費	307	通信運搬費	
								19. 扶助費	11,820		
2. 児童福祉費	5,150,189	151,920	5,302,109	151,920				10. 需用費	89	消耗品費 12	子育て世帯生活支援特別給付 金(その他世帯分)支給事業 151,920
										印刷製本費 77	
								11. 役務費	2,451	通信運搬費 171	
										手数料 2,280	
								12. 委託料	7,480	その他委託料	
								19. 扶助費	141,900		
計	7,966,881	164,670	8,131,551	151,920			12,750				

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
2. 予防費	千円 437,506	千円 7,800	千円 445,306	千円 1,980	千円	千円	千円 5,820	10. 需用費 3	千円 3	千円 2,970	千円 2,970
								11. 役務費 21	千円 21	千円 4,830	千円 4,830
								12. 委託料 7,776	千円 7,776	千円 4,830	千円 4,830
計	1,049,772	7,800	1,057,572	1,980			5,820				

(款) 5. 産業経済費

(項) 2. 商工費

1. 商工総務費	352,411	22,850	375,261				22,850	10. 需用費	266	印刷製本費	松原市臨時がんばん飲食店感 染症予防対策事業 22,850
								11. 役務費	84	通信運搬費	
								18. 負担金、 補助及び 交付金	22,500	補助金	
2. 商工振興費	284,311	22,800	307,111				22,800	10. 需用費	83	印刷製本費	松原市臨時雇用促進事業 22,800
								11. 役務費	17	通信運搬費	
								18. 負担金、 補助及び 交付金	22,700	補助金	
計	654,439	45,650	700,089				45,650				

(款) 5. 産業経済費

(項) 2. 商工費

(款) 8. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
3. 図書館費	千円 282,681	千円 14,200	千円 296,881	千円	千円	千円	千円 14,200	10. 需用費 116	千円 消耗品費	千円 市民図書館管理運営事業
								11. 役務費 595	千円 通信運搬費 28 手数料 567	千円 14,200
								12. 委託料 1,489	千円 その他委託料	
								17. 備品購入費 12,000	千円 器具購入費	
計	624,515	14,200	638,715				14,200			

(款) 8. 教育費

(項) 6. 保健体育費

3. 学校給食費	618,295	211,578	829,873				211,578	18. 負担金、 補助及び 交付金	211,578	補助金	学校給食業務事業	211,578
計	909,601	211,578	1,121,179				211,578					

(款) 8. 教育費

(項) 6. 保健体育費

債務負担行為で令和4年度以降にわたるものについての令和2年度末までの
支出額又は支出額の見込み及び令和3年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	令和2年度末まで の支出(見込)額		令和3年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国・府支出金	地 方 債	そ の 他		
妊産婦タクシー料金助成事業	令和 3年度	千円 3,000	年	千円	年	千円 3,000	千円	千円	千円	千円 3,000

地方債の令和元年度末及び令和2年度末における現在高並びに令和3年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	令和元年度末現在高	令和2年度末 現在高見込額	令和3年度中増減見込額			令和3年度末 現在高見込額
			令和3年度中起債見込額		令和3年度中 元金償還見込額	
			補正前の額	補正額		
1. 普 通 債	19,169,290 千円	19,273,733 千円	375,400 千円	18,200 千円	1,490,413 千円	18,176,920 千円
(6)社 会 福 祉	2,686,159	3,167,381	197,300	18,200	169,841	3,213,040
合 計	41,778,118	41,443,192	2,837,900	18,200	3,962,672	40,336,620

議案第36号

松原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

松原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第42号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月18日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

松原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第 37 号

松原市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

松原市個人情報保護条例（平成 11 年条例第 22 号）の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 18 日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市個人情報保護条例の一部を改正する条例

松原市個人情報保護条例（平成11年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第21条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第 38 号

松原市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

松原市印鑑条例（昭和 50 年条例第 6 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 18 日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市印鑑条例の一部を改正する条例

松原市印鑑条例（昭和50年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第7項の規定により同条第1項に規定する署名用電子証明書が記録されているものをいう。）を用いて、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した申請をする者の使用に係る電子計算機から電子署名を行うことにより印鑑登録証明書の交付を申請し、郵送をもつて交付を受けようとするときは、印鑑登録証の添付を要しない。

第12条第1号中「印鑑登録証」の前に「第10条第1項の規定による申請の際に、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 39 号

松原市手数料条例の一部を改正する条例制定について

松原市手数料条例（昭和 39 年条例第 14 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 18 日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市手数料条例の一部を改正する条例

松原市手数料条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第26号を削り、第27号を第26号とし、第28号から第53号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第4号中「前条第45号」を「前条第44号」に、同条第5号中「前条第46号」を「前条第45号」に、同条第6号中「前条第47号」を「前条第46号」に、同条第7号中「前条第48号」を「前条第47号」に、同条第8号中「前条第53号」を「前条第52号」に改める。

第8条第2項中「第2条第29号及び第44号から第48号」を「第2条第28号及び第43号から第47号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第40号

松原市移動等円滑化のために必要な道路の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

松原市移動等円滑化のために必要な道路の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年条例第29号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月18日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市移動等円滑化のために必要な道路の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松原市移動等円滑化のために必要な道路の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「道路移動等円滑化基準」の次に「（新設特定道路に係るものに限る。）」を加え、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。